

平成22年 6月 企画総務常任委員会

世田谷区議会企画総務常任委員会会議録第十号

平成二十二年六月十四日（月曜日）

場 所 第一委員会室

出席委員（十名）

委員長	宍戸のりお
副委員長	田中優子
	上島よしもり
	菅沼つとむ
	市川康憲
	平塚敬二
	すがややすこ
	桜井 稔
	竹村津絵
	ひうち優子

事務局職員

議事担当係長	渡部弘行
調査係主任主事	佐々木崇

出席説明員

副区長	平谷憲明
-----	------

政策経営部

部長	金澤博志
政策企画課長	小田桐庸文
財政課長	岩本 康

総務部

部長	堀 恵子
総務課長	宮内孝男
事務監察担当課長	張堂明観
人事課長	尾崎眞也
職員厚生課長	中村哲也

財務部

部長	霧生秋夫
経理課長	岡田 篤
課税課長	中里 忍

施設営繕担当部

施設営繕第二課長	木下あかね
----------	-------

◇ ~~~~~ ◇

本日の会議に付した事件

1. 議案審査

- ・ 議案第四十四号 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例
- ・ 議案第四十五号 職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例
- ・ 議案第四十六号 幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例
- ・ 議案第四十七号 職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例
- ・ 議案第四十八号 世田谷区特別区税条例の一部を改正する条例
- ・ 議案第四十九号 包括外部監査契約の締結
- ・ 議案第五十号 世田谷区立芦花小・中学校、八幡山保育園改築工事請負契約

○宍戸 委員長 本日は、議案の審査等を行います。

まず、議案第四十四号「職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例」、議案第四十五号「職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例」、議案第四十六号「幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例」の三件につきましては一括して議題といたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○宍戸 委員長 ご異議なしと認めます。よって議案第四十四号、議案第四十五号及び議案第四十六号の三件につきましては一括して議題といたします。

本三件について、理事者の説明を願います。

◎中村 職員厚生課長 議案第四十四号から議案第四十六号について一括してご説明させていただきます。

まず、議案第四十四号「職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例」についてご説明させていただきます。

本件は、法律の改正に基づき、育児休業をすることができる職員の範囲の拡大、再度の育児休業をすることができる要件の緩和のほか、規定の整備を行うものです。

議案の裏面をごらんください。表題を含めて上から四行目、「第二条中第一号及び第二号を削り、第三号を第一号とし、第四号を第二号とし、第五号及び第六号を削り、同条の次に次の一条を加える」とあります。この部分ですが、まず、これまで配偶者が育児休業している場合や専業主婦を持つ夫など、職員以外の親が子どもを養育できる場合には育児休業はできないとされていましたが、今回、こうしたケースを削除し、育児休業ができるように改めるものです。

また、第二条の二を加えることで、これまで育児休業は一人の子について原則として一回限り取得が可能とされていましたが、今回、妻の産後休暇中に夫が育児休業を

取得するような場合、その後も夫は再度育児休業の取得が可能となります。

三ページの附則の1をごらんください。施行期日につきまして、法律の施行に合わせて、平成二十二年六月三十日としています。

引き続き議案第四十五号「職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例」、議案第四十六号「幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例」の二件についてご説明いたします。

議案第四十五号は一般の職員を、議案第四十六号は幼稚園教諭を対象とし、いずれも法律の改正に基づき、超過勤務等の制限について定めるものです。

議案第四十五号の裏面をごらんください。表題を含めまして上から四行目、「第九条の二第一項及び第二項を次のように改める」とございますのは、現在、小学校就学前の子を養育する職員について、深夜に子を養育する者がだれもない場合に限って、午後十時から午前五時までの深夜勤務をしないことを請求できることとされていますが、本改正で、配偶者が深夜において子を養育できる場合を除き、深夜勤務の制限を請求できるものと要件を緩和するものです。

次に、真ん中より少し下の行、「第九条の二の次に次の一条を加える」とありますのは、三歳に満たない子のある職員が請求した場合に、超過勤務が免除される制度を新設するものです。

また、下から三行目、「第十五条第一項中『及び子の看護休暇』を『、子の看護休暇及び短期の介護休暇』に改める」とありますとおり、短期の介護休暇を新設するものです。現在の介護休暇はまとまった期間の介護を前提としたものですが、短期の介護休暇は、被介護者の入退院の付き添いや主たる介護者に一時的にかわる場合などを対象といたします。詳細は、改正条例を議決いただいた後、人事委員会の承認を得て規則で定めることとなりますが、被介護者が一人の場合、年度内に五日、被介護者が複数の場合は十日まで取得できる制度とする予定です。

三ページの附則をごらんください。施行期日については、法律の施行に合わせて、平成二十二年六月三十日としています。

次に、議案第四十六号についてですが、これは幼稚園教諭を対象とする条例の改正で、改正内容につきましては、一般職員に関する議案第四十五号と同様になっております。

説明は以上です。

○宍戸 委員長 ただいまの説明についてご質疑がございましたら、どうぞお願いいたします。

◆市川 委員 ちょっと教えてほしいんですが、この条例改正の中で、例えば人事委員会の承認を得て云々と。第四十四号については「人事委員会」を「特別区人事委員会」に改めるということと、他の条例では人事委員会、人事委員会という表現を使っているんですけども、これはどういう意味があるんですか。

◎中村 職員厚生課長 これは規定整備の一環でして、通常、人事委員会と表記しているものを正確に表記するために、特別区人事委員会と改めるものでございます。人事委員会と特別区人事委員会とはさまざまな条例で書き分けている部分もありますが、本区におきましては同じ意味、同じ機関を指しているところです。

◆市川 委員 そうすると、第四十五号、第四十六号の人事委員会の承認ということは、これは特別区人事委員会の承認が正しいということになるわけですか。

◎中村 職員厚生課長 人事委員会といいますのは特別区人事委員会のことを指しております。

◆市川 委員 じゃ、何でこの第四十四号だけ、「人事委員会」に「特別区」という言葉を入れたんですか。

◎中村 職員厚生課長 この部分につきましては、できるところから表記を改めているということで認識しております。

○宍戸 委員長 それでは、意見に入ります。

本三件についてご意見がありましたら、どうぞお願いします。

◆すがや 委員 今回の条例改正で、男性の方も育休がとりやすくなると思うんですね。なので、ぜひ世田谷区の男性職員の皆さんの育休取得率アップを目指していただきたいと思います。議案第四十四号、第四十五号、第四十六号には賛成いたします。

◆竹村 委員 同様に、三件に賛成の立場です。同様の意見ではありますが、やはり制度ができるのですから、それがしっかりと職場で活用できるような職場環境の整備に努めていただくことを要望いたしまして、賛成いたします。

○宍戸 委員長 これより採決に入ります。議案第四十四号、議案第四十五号及び議案第四十六号の三件について一括してお諮りいたします。

本三件を原案どおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○宍戸 委員長 ご異議なしと認めます。よって議案第四十四号、議案第四十五号及び議案第四十六号の三件は原案どおり可決と決定いたしました。

○宍戸 委員長 次に、議案第四十七号「職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例」を議題といたします。

本件について、理事者の説明を求めます。

◎尾崎 人事課長 それでは、議案第四十七号「職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例」についてご説明申し上げます。

本件は、雇用保険法の改正に伴いまして、規定の整備を図るものでございます。

恐れ入りますが、議案の裏面をごらんいただきたいと思っております。本退職手当条例の中で雇用保険法の条文を引用している箇所がございますが、今回の雇用保険法の改正によりまして、従前は五十六条の二であった条文が、内容はそのまま五十六条の三に、いわゆる条ずれが起きました。これに伴いまして、本条例で五十六条の二として引用している部分をそれぞれ五十六条の三に改めるものでございます。

説明は以上でございます。よろしく申し上げます。

○宍戸 委員長 ただいまの説明に対しご質疑がございましたら、どうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○宍戸 委員長 それでは、意見に入ります。

本件についてご意見がありましたら、どうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○宍戸 委員長 それでは、これより採決に入ります。

お諮りいたします。

本件を原案どおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○宍戸 委員長 ご異議なしと認めます。よって議案第四十七号は原案どおり可決と決定いたしました。

○宍戸 委員長 次に、議案第四十八号「世田谷区特別区税条例の一部を改正する条例」を議題といたします。

本件について、理事者の説明を求めます。

◎中里 課税課長 それでは、議案第四十八号「世田谷区特別区税条例の一部を改正する条例」についてご説明いたします。

本件は、地方税法の改正に伴いまして、たばこ税の税率の改定を行い、あわせて規定の整備を図る必要が生じたため、議案として提案するものでございます。

議案の二ページをごらんいただけますでしょうか。第五十条に規定しております通常のたばこの税率につきまして千本につき三千二百九十八円を四千六百十八円に改め、附則第六条の二第一項に、旧三級品と言われるたばこの税率につきまして千本につき千五百六十四円を二千百九十円に改めるものでございます。

施行期日でございますが、平成二十二年十月一日から施行するものです。ただし、附則第十四条の四等の文言改正は公布の日から施行となります。

次に、附則第二条に、十月一日に卸売販売業者等、または小売販売業者が販売するために在庫している製造たばこに対して行う手持ち品課税につきまして所要の規定をさせていただきます。

手持ち品課税の税率につきましては、三ページ中ほどになりますが、第二項第一号に、通常のたばこにつきまして千本につき千三百二十円の税率を、第二項第二号に、旧三級品のたばこにつきまして千本につき六百二十六円の税率を規定してございます。

第三項に手持ち品課税に係る申告書の提出期限、第四項に申告に係る税金の納付期限を規定して、その他所要の規定の整備でございます。

説明は以上です。ご審議のほど、よろしく願いいたします。

○宍戸 委員長 ただいまの説明に対しご質疑がありましたら、どうぞ。

◆桜井 委員 まず、このたばこ税の税率の引き上げの目的はどのようなものがあるんでしょうか、教えてください。

◎中里 課税課長 税率の引き上げの目的でございますけれども、国民の健康の観点から、たばこの消費を抑制するため、将来に向かって税率を引き上げるという方針のもとに行ったものでございます。

◆桜井 委員 もう一つ、これによる区の税収はどうなるのか教えてください。

◎中里 課税課長 本件の税率の引上げを行いますと、今年度、二億七百万円ほど増収ということになります。

◆桜井 委員 今、二億七百万円増収と。ただ、今の目的はたばこの消費を減らすということですから、これは、いずれ税収は減るということですよ。その辺の予測というか、今後の将来的な見込みというのはどうなっているんですか。だから、最初は消費を減らすことが目的で、しかし、増収になるということなんですけれども、それはどうなっているんでしょうか。今後の将来的な予測はわかりますか、それはわからないかな。

◎岩本 財政課長 済みません、手元に持っておりませんが、たばこ税につきましては毎年度、税収は五%程度落ちていきます。今回も二億七百万円と申し上げましたけれども、増税効果でそのくらい見込まれるだろうと。一方で、毎年売り上げが落ちていきますので、実際の税収としては二億七百万円に幾らか減少率を掛けて、予算としては組んでいる状況でございます。ですから、値段の影響により、売り上げはじわじわと落ちているといった傾向にございます。

○宍戸 委員長 それでは、意見に入ります。

本件についてご意見がありましたら、どうぞ。

◆ 菅沼 委員 値上げはしようがないと思いますけれども、前回のご説明で四十二億円という税収が入ってくる中で、たばこも嫌いな人、吸う人もいらっしゃるの事実だと思いますから、少しは分煙のほうにお金を使っていたらいいということをお願いしながら、賛成いたします。

◆ 桜井 委員 この議案第四十八号の特別区税条例の一部改正は、たばこ税の税率引き上げによるものであり、反対であります。たばこの煙による健康被害は明確であって、公共の場での受動喫煙防止対策は必要であります。たばこの消費を減らすことは、たばこによる健康被害の啓蒙、また、禁煙支援サポートが必要でありまして、値上げによるものではないと考えております。よってたばこ税率引き上げには反対いたします。

◆ 竹村 委員 賛成の立場からの意見です。法改正の目的が、国民の健康のため、消費を抑制することであるということのご説明がありました。自民党さんからも分煙を進めるという要望がありましたけれども、生活者ネットワークも分煙を推進すること。あわせて、今、歩きたばこ禁止ということ条例でうたってはいますけれども、この間、区民の皆さんから、非常にわかりにくい、見えてきていないというお声をいただいています。普及啓発ということは徹底して進めていただきたいと考えます。要望しまして、賛成いたします。

◆ 市川 委員 私どもも賛成です。当然です。基本的には健康増進法で、やはり国民の生命をしっかりと守っていくということが非常に今重要であろうと。特にたばこの被害で大きいのは、基本的にはがんと言われてはいますが、がんを初めとするさまざまな病気等々を少しでも減らしていく、それが最終的には医療費の抑制にもつながっていくし、もっと突き詰めれば、一人一人の国民が健康で豊かな生活を営むということにもつながっていくわけですから。その意味では、多少の値上がり、この水準でいいのかなのかという議論はありますが、しかしながら、徐々にではあるけれど

ども、やはりたばこを禁煙する方々がふえていく一つのきっかけになるかとも思いますので、その意味では賛成ということです。

◆すがや 委員 世田谷区も分煙政策とかたばこの害について、区民にいろいろPRを行ってきているとは思いますが、分煙しているといっても、いまだに喫煙場所一般のところに流れていたりですとか、あと歩きたばこについても、あれは小さい子どもから見たら本当に危険だと思いませんか。なので、今後はそういったところを中心に、世田谷の政策として取り組んでいただきたいと要望いたします。賛成します。

○宍戸 委員長 それでは、これより採決に入ります。採決は挙手によって行います。お諮りいたします。

本件を原案どおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○宍戸 委員長 挙手多数と認めます。よって議案第四十八号は原案どおり可決と決定いたしました。

○宍戸 委員長 次に、議案第四十九号「包括外部監査契約の締結」を議題といたします。

本件について、理事者の説明を求めます。

◎張堂 事務監察担当課長 それでは、議案第四十九号「包括外部監査契約の締結」につきましてご説明申し上げます。

本議案につきましては、世田谷区外部監査契約に基づく監査に関する条例に基づきまして、裏面の記書きのとおり、当該相手方と包括外部監査契約を締結するものでございます。

この契約は、地方自治法第二百五十二条の三十六第一項で毎年度契約しなければならないと定められていることによっているところがございます。また、この契約は、あらかじめ監査委員の意見を聞くこと及び議会の議決を経ることが規定されております。この規定によりまして、議会へ提出し、ご議決をお願いするものでございます。

なお、監査委員からは、五月二十五日付で意見なしと承っております。

契約の相手方でございますが、公認会計士の山下康彦氏、契約の期間につきましては七月一日から来年、平成二十三年の三月三十一日までとなっております。

契約金額につきましては、記載のとおり、六百九十九万五千百円を上限とする額としております。

なお、契約の内容につきましては、包括外部監査契約に基づく監査及び監査結果に関する報告となっております。

よろしくご審議のほどお願いいたします。

○宍戸 委員長 ただいまの説明に対しご質疑がございましたら、どうぞ。

◆すがや 委員 監査委員の意見を聞くということで、監査委員の意見はなしということだったんですが、わかれば結構なんですけれども、なかった理由を教えてくださいませんか。

◎張堂 事務監察担当課長 当該監査人につきましては、二十年度、二十一年度と、引き続き監査をしてもらっております。結果につきましても非常に良好で、特段の支障がなかったということで、引き続きこの監査人でよいという意向かと思っております。

◆すがや 委員 そうすると、ことしで三年目ということになると思うんですが、今の意見なしの理由をお聞きしますと、ことしも問題なしということになると、また来年も再来年もみたいな話になってきてしまうことにもつながると思うんですね。なの

で、特に外部監査みたいな話ですと、余り長く続けることは、どうしてもよくない面も出てくる可能性があると思うんですが、その辺についての区の考えを教えてください。

◎張堂 事務監察担当課長 今のご指摘の件でございますけれども、地方自治法によりまして、同一の監査人とは連続四回以上は締結をしてはいけないというふうに規定されておりますので、三回が限度ということでございます。恐らく法の趣旨は、それによるなれ合い等を予防する観点からだということでございますので、今後はまた別の監査人の選定になるかと思えます。

◆市川 委員 包括外部監査は三年目というお話ですけれども、いろんなところで監査的な仕組みはあるんですが、包括外部監査を取り入れたことによる事務事業への具体的な活用例というんでしょうか、包括外部監査で具体的にさまざまな指摘があったのかもしれませんが、評価される部分があったのかもしれませんが、まとめられた報告書等々は具体的にどのような活用につながっているのか、主なもので結構ですから、もしあれば教えていただけますか。

◎張堂 事務監察担当課長 これまで二年度やっていただいておりますので、その中でさまざまな指摘をいただいております。二十年度には四件の指摘、二十一年度には九件の指摘をいただいております。その指摘につきましては、ともにすべて対応済みということになってございます。

具体的には、二十年度、二十一年度では、例えば滞納整理における進行管理、このあたりにつきまして、より厳密な手法でもって管理を行うようなご指摘がございましたし、それから、もろもろの事務につつきまして、きちんといろいろなチェックをして事務を進めるようなご指摘もございました。また、合理的な面から、ある重複したチェックをせずに、単独で十分にできるのではないかというようなご指摘もございました。

た。

そういった合理性も含めてさまざまなご指摘をいただきまして、その業務に限らず、それは全庁に公開してございますので、その指摘を受けて、同じような業務をやっているところにつきましても対応していただいている、そんな状況でございます。

○宍戸 委員長 それでは、意見に入ります。

本件についてご意見がありましたら、どうぞ。

◆すがや 委員 今回の契約の締結議案については賛成いたします。今後も包括外部監査契約が行われる際には、人選の透明化ということについても、ぜひ力を入れていただきたいと思います。

○宍戸 委員長 それでは、これより採決に入ります。

お諮りいたします。

本件を可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○宍戸 委員長 ご異議なしと認めます。よって議案第四十九号は可決と決定いたしました。

○宍戸 委員長 次に、議案第五十号「世田谷区立芦花小・中学校、八幡山保育園改築工事請負契約」、議案第五十一号「世田谷区立芦花小・中学校、八幡山保育園改築電気設備工事請負契約」、議案第五十二号「世田谷区立芦花小・中学校、八幡山保育園改築空気調和設備工事請負契約」、議案第五十三号「世田谷区立芦花小・中学校、八幡山保育園改築給排水衛生設備工事請負契約」の四件を一括して議題としたいと思

いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○宍戸 委員長 ご異議なしと認め、議案第五十号から議案第五十三号までの四件につきましては一括議題といたします。

本四件について、理事者の説明を求めます。

◎岡田 経理課長 それでは、議案第五十号から第五十三号まで一括してご説明申し上げます。

初めに、議案第五十号「世田谷区立芦花小・中学校、八幡山保育園改築工事請負契約」についてご説明いたします。

世田谷区立芦花小・中学校につきましては、耐震診断結果を踏まえ、全面改築することとしております。また、近隣にあります区立八幡山保育園の老朽化に伴う改築をあわせて行うこととし、小学校、中学校、保育園の複合施設を整備するものでございます。

本件は、予定価格が一億八千万円以上の工事請負契約であることから、「世田谷区議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例」二条に基づきましてご提案申し上げます。

議案の二ページをごらんください。入札は一般競争入札により行いました。

契約金額は三十三億一千八百万円で、契約の相手方は東光・協栄・儘田建設共同企業体です。

工期は、平成二十四年二月二十九日で、支出科目等は記載のとおりです。なお、工期が二十三年度にまたがりまますので、債務負担行為をとってございます。

次に、工事概要ですが、三ページをごらんください。施設は、鉄筋コンクリート造、地上四階建てで、(1)芦花小・中学校と(2)八幡山保育園となっており、延べ床面積は一万八千五百十五平方メートル余りとなっております。

三ページの裏面に入札経過調書を載せております。

参考に図面を添付してございます。

一ページが案内図と建物概要です。

二ページが配置図です。校庭の西側に斜線で既存中学校体育館がありますが、その北側が中学校、東側が小学校、南東側に保育園が配置されております。

三ページが改築校舎一階平面図となります。西側が中学校、東側が小学校ですが、職員室、会議室が小中それぞれ隣り合って配置されております。南東側はBOP室から南が保育園となっております。

四ページが二階平面図です。

五ページが三階平面図です。

六ページが四階平面図と屋上階平面図です。

七ページが立面図です。

続きまして、議案第五十一号「世田谷区立芦花小・中学校、八幡山保育園改築電気設備工事請負契約」についてご説明いたします。

本件は、同小中学校の改築に伴いまして電気設備工事を行うものです。

本件は、予定価格が一億八千万円以上の工事請負契約であるため、条例に基づきましてご提案申し上げるものです。

議案の二ページをごらんください。入札は一般競争入札により行いました。

契約金額は五億二千二百五十八万五千円で、契約の相手方は石野・中央建設共同企業体です。

工期は、平成二十四年二月二十九日で、支出科目は記載のとおりです。本件も工期が二十三年度にまたがりますので、債務負担行為をとってございます。

参考に入札経過調書を載せてございます。本件入札の結果、第一順位の入札金額が区が定める低入札調査基準額を下回っていたため、地方自治法二百三十四条及び同施

行令百六十七条の十によりまして低入札価格調査制度を適用し、区が定める低入札調査マニュアルに従って調査を実施いたしました。調査の結果、当該入札価格で契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあるとは認められないと判断いたしまして、石野・中央建設共同企業体を落札者と決定したものでございます。

続きまして、議案第五十二号「世田谷区立芦花小・中学校、八幡山保育園改築空気調和設備工事請負契約」についてご説明申し上げます。

本件も、同小中学校の改築等に伴いまして空気調和設備工事を行うものです。

本件は、予定価格が一億八千万円以上の工事請負契約であるため、条例に基づきまして、議案として提出するものです。

議案の二ページをごらんください。入札は一般競争入札により行いました。

契約金額は四億七千四十万円で、契約の相手方は田中・大曾根建設共同企業体です。

工期は、平成二十四年二月二十九日で、支出科目は記載のとおりです。本件も債務負担行為をとってございます。

参考に入札経過調書を添付してございます。

続きまして、議案第五十三号「世田谷区立芦花小・中学校、八幡山保育園改築給排水衛生設備工事請負契約」についてご説明いたします。

本件も、同小中学校等の改築に伴いまして給排水衛生設備工事を行うものです。

本件は、予定価格が一億八千万円以上の工事請負契約であるため、条例に基づき、議案として提出するものです。

議案の二ページをごらんください。入札は一般競争入札により行いました。

契約金額は三億九千九百万円で、契約の相手方は大立・杉山建設共同企業体です。

工期は、平成二十四年二月二十九日で、支出科目は記載のとおりです。本件につきましても債務負担行為をとってございます。

参考に入札経過調書を添付してございます。

ご説明は以上です。よろしくご審査をお願いいたします。

○宍戸 委員長 ただいまの説明に対しご質疑がございましたら、どうぞ。

◆すがや 委員 議案第五十号なんですけれども、先日、テレビの報道で、今回落札した企業ではないんですが、この中に入札されていた企業の中で、企業が脱税か何かで告訴されたという報道を見たんですね。それについて、区は今後の対応をどのようにするのか教えてください。

◎岡田 経理課長 今委員ご指摘の事業者につきましては、報道でありました企業とは別法人格の企業でございます。これの取り扱いにつきましては、また後ほど、別途ご報告させていただきたいと思っております。

◆田中 委員 議案第五十一号なんですけれども、低入札価格調査制度を実施したことなので、それで事業が継続されないおそれはないという判断をされてのことなので、大丈夫だと思うんですが、この石野・中央建設共同企業体は区内での実績はないわけですよね。他自治体での実績というのは把握されておりますか。

◎岡田 経理課長 今回低入札調査をいたしましたので、世田谷区での工事だけではなく、他自治体での工事の実績につきましても確認をしております。

◆田中 委員 それで、その実績があるかないかを教えてくださいなんです。

◎岡田 経理課長 まず第一順位の石野電気さんでございますけれども、世田谷区の工事以外に、新宿区やその他で工事实績がございます。東京都の工事も受けております。第二順位の中央電設さんにつきましても、世田谷区での工事实績がございます。

◆竹村 委員 同じく議案第五十一号について伺いたいんですが、低入札であり、落札に至るまでのさまざまな確認を今ご説明いただきましたが、この先です。これを落札して契約を結び、これが適切に履行されるために、今後どのようなチェックを行っていくのかを伺いたいと思います。

◎岡田 経理課長 通常、工事に当たりますとは、起工課によりまず監督、それから経理課の検査員による検査、こういったことを対応してございますが、特に低入札で契約した案件につきましては、監督、検査ともに、通常案件に比べまして詳細に実施していきたいというふうに考えております。今回の電気の工事につきましても、途中の物品の納品等の際に逐次、監督、検査をしていきたいと考えております。

◆市川 委員 ちょっと教えてほしいんですが、冷暖房の設備についてはこの契約の中に組み込まれているのか。それとも、別途リース契約等々になる可能性というか、リース契約になるだろうと思うんですけれども、一億八千万円以下になるので、基本的にはこういうところに出てこないのか、その辺をちょっと教えていただけますか。

◎岡田 経理課長 空調設備の契約の中に含まれているということでございます。

◆市川 委員 そうすると、空調の四億七千万円の中で、ガスとか電気だとかという話がよく出てくるんですけれども、基本的にはガスなんですか。

◎木下 施設営繕第二課長 ガスと電気を併用して工事をする予定でございます。常時使用するような部屋の場合はガスのほうが効率的でございますが、離れたようなところに関しましては電気の冷暖房ということで考えております。

○宍戸 委員長 それでは、意見に入ります。

本四件についてご意見がありましたら、どうぞ。

◆すがや 委員 議案第五十号から第五十三号に賛成します。

意見なんですけれども、まず、工事の際の周辺環境というか、周辺の道路に安全面の配慮をお願いしますということが一点目。

それから、二点目は、とりあえずそれだけ。後で追加で言えましたっけ。とりあえず一つお願いします。

◆上島 委員 今回も低入札が一件入っているわけなんですけれども、こういった低入札がふえてきている中で、やはり粗悪な工事が行われることがあってはなりません。特に大規模な工事では、仮に失敗が出た場合、影響が大きいわけでありまして、発注に当たっては過去の実績を入札参加の資格に付すなど、より安心できる発注の仕方についても工夫していただきたいということを申し添えまして、賛成とさせていただきます。

◆竹村 委員 質問をさせていただき、ご答弁をいただきましたが、今後の物品の納品の際の監督、検査、厳しく行っていくということでしたので、しっかりとチェックしていただくことを要望いたしまして、賛成いたします。

◆すがや 委員 委員長。

○宍戸 委員長 一回意見を言っておりますので、皆さんがよろしければ求めますが、いいですか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○宍戸 委員長 すがや委員。

◆すがや 委員 低入札の件でした。低入札の件で、第五十一号なんですけれども、これを見ると、やっぱり区の予定価格の積算と大分かけ離れているなということがあって、予定価格から一億円以上も下回っているということで、それはどこかで削減し

ていくことになると思うんですが、特に今後の工事の際に、労務員の単価とかそういったところにも注意をしていただきたいと思います。

意見は以上です。二つです。

○宍戸 委員長 それでは、これより採決に入ります。議案第五十号、議案第五十一号、議案第五十二号及び議案第五十三号の四件について一括してお諮りいたします。

本四件を可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○宍戸 委員長 ご異議なしと認めます。よって議案第五十号、議案第五十一号、議案第五十二号及び議案第五十三号の四件は可決と決定いたしました。

○宍戸 委員長 次に、議案第五十四号「仮称世田谷区立給田五丁目障害者福祉施設新築工事請負契約」を議題といたします。

本件について、理事者の説明を求めます。

◎岡田 経理課長 議案第五十四号「仮称世田谷区立給田五丁目障害者福祉施設新築工事請負契約」についてご説明申し上げます。

仮称世田谷区立給田五丁目障害者福祉施設につきましては、障害者の自立や社会参加を支援し、特別支援学校卒業生等の日中活動の場を確保するため、区立の障害者通所施設を新たに整備し、老朽化した区立烏山福祉園の利用者の受け入れ、定員拡大を図るものでございます。

本件は、予定価格が一億八千万円以上の工事請負契約であるため、条例に基づきまして、議案として提出するものでございます。

議案の二ページをごらんください。入札は一般競争入札により行いました。

契約金額は二億三千八十九万五千円で、契約の相手方は株式会社中島建設東京営業

所です。

工期は、平成二十三年七月二十九日で、支出科目等は記載のとおりです。工期が二十三年度にまたがりますので、債務負担行為をとってございます。

次に、工事の概要ですが、三ページをごらんください。施設は、鉄筋コンクリート造、地上二階建てで、延べ床面積は千三百九平米余りとなっております。

この裏面に入札経過調書を載せてございます。

参考に図面を添付してございます。

図面の一ページが案内図と建物概要です。

二ページが配置図です。西側六メートル道路に面して入り口をつくる予定でございます。

三ページが一階平面図です。定員五十名を予定しておりますが、多目的スペース、食堂、調理室、事務室等が配置されてございます。

四ページが二階平面図です。

五ページが屋上平面図です。

六ページが立面図になります。

恐れ入ります、議案の三ページ裏面にお戻りいただきまして、入札経過調書をごらんください。本件につきましては、第一位の入札金額が区の定める低入札調査基準額を下回っていたため、地方自治法二百三十四条及び同施行令百六十七条の十によりまして低入札価格調査制度を適用し、区が定める低入札調査マニュアルに従って調査を実施いたしました。調査の結果、当該入札価格で契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあるとは認められないと判断いたしまして、株式会社中島建設東京営業所を落札者と決定したものでございます。

ご説明は以上です。よろしくご審査をお願いいたします。

○央戸 委員長 ただいまの説明に対しご質疑がありましたら、どうぞ。

◆桜井 委員 落札した会社というのは、これは世田谷区内での実績というのはあるんですか。

◎岡田 経理課長 公共工事での実績はございませんが、民間工事での実績がございます。

◆桜井 委員 そもそも落札金額が下がった大きな理由というか、原因というか、それは何だったんでしょうか。

◎岡田 経理課長 この件は、低入札調査マニュアルに従いまして、事業者から積算の内訳書や配置予定技術者の名簿等をいただきまして詳細に見させていただきましたが、直接工事費の中で建設資材を関連手持ち工事と同時購入すること、あるいは取引のある協力会社からの見積もりで費用削減が可能になった、こういったことが確認されてございます。大きな理由としてはそういったところがあるかと思えます。

◆竹村 委員 今、価格を抑えている理由は建設資材ということでしたが、具体的にどういうものかというところまで伺えたら伺います。

◎岡田 経理課長 積算書の中でポイントとしては幾つかございましたが、主に鉄鋼材、それからコンクリート、これらを関連手持ち工事と一緒に購入するという事で、大きく安く手に入るというようなことでございました。

◆桜井 委員 さっきの質問の続きで、この建設会社は区内の民間をやっているということで、民間というのはどういう内容のどういう規模の工事をやっていたんでしょうか。

◎岡田 経理課長 民間工事でございますが、個人宅の工事が実績としてございました。世田谷区内で言いますと、深沢や岡本での個人宅の工事ということで確認をしてございます。

◆桜井 委員 その規模というのはどのぐらいの金額でやっているんですか。

◎岡田 経理課長 個人宅でございますので、おおむね五千万円程度の工事でございます。

◆すがや 委員 図面の一階平面図のところ、前はごみ置き場が移動するという確認させていただいているんですが、この議案でもまた一番左になっているんですね。これは右側にずれるということで大丈夫ですよ。

◎木下 施設営繕第二課長 前回もお話ししたところでございますが、所管のほうで肝心のご要望を出されているお宅の方と直接お会いして説明するというので、まだそれが調べていないようですので、それでこの図面は、まだ古い図面のほうで出させていただきます。

私どもとしては、このごみ置き場を向かって右側、東側のほうにずらして、今「ゴミ置場」と書かれているあたりに、上にある防災倉庫とか物置をこの位置にずらすことによりまして、ごみ置き場が近隣の方からも離れてご迷惑を解消すると同時に、日照を遮るというご意見もありましたので、それについても倉庫を移すことによって解消できるというふうに考えているところではございます。そのことについて、また直接お会いしてご理解をいただきたいと考えております。

○宍戸 委員長 それでは、意見に入ります。

本件についてご意見がありましたら、どうぞ。

◆竹村 委員 今回、低入札の理由として、鋼材、それからコンクリート材が安く入手できるということを伺いました。こういう公共施設、特に建物の安全性ということは、これは第一に進めるべきことですので、建物の躯体にかかわる鋼材ですとかコンクリート材が安く入るということであれば、先ほども伺ったような、この後の管理、監督は厳重にしっかりとやっていただきたいということを要望いたしまして、賛成いたします。

◆上島 委員 今回も区外に本店がある営業所が落札したということで、先ほども一件、それが入っておったんですけれども、この案件がそうだという意味ではなくて、おおむね一般的に、最近を受注を目的とした実態のない営業所が設けられて、それで粗悪な工事が行われるということが、他団体でも出てきていると聞いております。そういった事態をしっかりと防ぐためにも、履行と品質の確保を図るという目的で、発注者としてどのような対応が可能であるかということ、ぜひ今後また検討していただきたいということを申し添えまして、賛成といたします。

○宍戸 委員長 それでは、これより採決に入ります。

お諮りいたします。

本件を可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○宍戸 委員長 ご異議なしと認めます。よって議案第五十四号は可決と決定いたしました。

○宍戸 委員長 次に、議案第五十五号「補助第一二五号線整備工事（その2）請負契約」を議題といたします。

本件について、理事者の説明を求めます。

◎岡田 経理課長 議案第五十五号「補助第一二五号線整備工事（その2）請負契約」につきましてご説明申し上げます。

本工事につきましては、平成二十年八月に事業認可を受けた都市計画道路補助一二五号線整備を行うものです。平成二十一年度に実施いたしましたその1工事に引き続いて施工するもので、本工事によりまして、仮称二子玉川公園に接する事業認可区間四百十メートルの路線、うち百九十五メートルがトンネル構造となりますが、全線が歩道と公園として整備する区域を除き完成することになります。

本件は、予定価格が一億八千万円以上の工事請負契約であることから、条例に基づき、議案を提出するものでございます。

議案の二ページをごらんください。入札は一般競争入札により行いました。

契約金額は七億七千六百九十八万九千五百円で、契約の相手方は豊田・片倉建設共同企業体です。

工期は、平成二十四年三月二十九日で、支出科目は記載のとおりでございます。工期が二十三年度にまたがりますので、債務負担行為をとってございます。

三ページをごらんください。工事の概要でございますが、トンネル設置工百二十五・四メートル、車道整備工四百十・八メートル、仮設歩道整備工二百メートル、迂回路設置工二百九十一・八メートル、高規格堤防工二百五十メートルとなっております。

図面を添付しておりますので、ごらんください。

一ページ右下に位置図がございます。上段に平面図がございますが、その1工事の延長で、トンネルを百二十五・四メートル設置いたします。また、平面図の上流側、補助三二〇号線の交差点から下流側、世区街六号線との交差点まで四百十・八メートルの車道を整備いたします。また、トンネルの左右にあります仮設歩道、これは公園整備時に本設工事となりますが、上流側三十メートル、下流側は百七十メートルを整

備いたします。

裏面、図面の二ページになりますが、もう一枚平面図、断面図をつけてございます。
トンネル車道、仮設歩道を設置する間、一二五号線を通過する車両等のため、迂回路を二百九十一・八メートル設置いたします。

さらに平面図、破線で囲った範囲ですが、延長二百五十メートルの高規格堤防工を施工いたします。高規格堤防は国土交通省が進めている事業ですが、既存堤防の北側の破線部分につきましては、区が整備いたします公園並びに補助一二五号線の整備にあわせて整備することから、相当分を国土交通省に負担していただくこととしてございます。

議案の三ページ裏面にお戻りいただきまして、入札経過調書を添付してございます。本件につきましては、第一順位の入札金額が区の定める低入札価格調査基準額を下回っていたため、地方自治法二百三十四条及び同施行令百六十七条の十によりまして低入札価格調査制度を適用し、区が定める低入札調査マニュアルに従って調査をいたしました。調査の結果、当該入札価格で契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあるとは認められないと判断いたしまして、豊田・片倉建設共同企業体を落札者と決定したものです。

ご説明は以上です。よろしくご審査をお願いいたします。

○穴戸 委員長 ただいまの説明に対しご質疑がございましたら、どうぞ。

◆竹村 委員 この補助一二五号線につきましては、二子玉川東地区再開発とあわせて、平成十二年の五月に環境影響評価を行っています。環境影響評価書ということで出されていまして、その内容を見てみますと、このように書かれています。本事業では、以下の上位計画等の方針を受けて、これこれに示す配慮を行ったということで、環境影響へ対する配慮、その中の一つが、東京都の環境基本計画に基づいてトンネルには換気設備を設けるということが環境影響評価書にうたわれているんですが、実際、

今図面が示された中には換気所というものがどうやらないようなんです。このあたり、どのようなことなのかご説明をお願いします。

◎岡田 経理課長 今委員ご指摘のとおり、平成十二年に東京都に環境影響評価書を提出してございます。その時点では機械式の換気設備を設置する計画だと聞いております。当時は全長三百四十メートルをトンネルとする計画でございまして、機械式の換気設備を設置する計画だったということです。ただし、その後、公園の計画づくりの検討を進めた結果、トンネルを百九十五メートルということに短くした経緯がございまして、この百九十五メートルを前提といたしますと、ばい煙、一酸化炭素濃度、これらにつきまして基準値を下回っているので、機械式の換気設備は必要ないということで、環境影響評価を変更したというふうに、所管のほうからは聞いております。

○宍戸 委員長 それでは、意見に入ります。

本件についてご意見がありましたら、どうぞ。

◆桜井 委員 議案第五十五号「補助第一二五号線整備工事（その2）請負契約」には反対であります。

これは昨年、一二五号線整備工事（その1）の請負契約で議案に反対したように、この道路計画自身が二子玉川再開発事業の一部であり、住民が反対している二子玉川再開発事業に莫大な税金をつぎ込むには反対でありまして、よって一二五号線整備に反対します。

◆上島 委員 今回、低入札がこれを含めて三件あったわけですね。いずれも資材等の調達価格が標準的な見積もり価格と異なるというのが大きな理由だったわけですが、区としては、区が求める仕様どおりの資材が納品されて、また適切な工事がされているのか、特に監督・検査体制を強化していただくべきだということを申し上げまして、賛成とさせていただきたいと思っております。

◆竹村 委員 私どもとしまして、今回低入札となった原因でコンクリート材、鋼材が、こちらも安く入手できるというご説明を以前いただいております。しっかりと安全のための道路建設、トンネル施工ができるように要望いたします。

それとあわせて、これは環境影響評価ということですので、直接所管ではないことかもしれませんが、今質問させていただきましたアセス、環境影響評価というのは、周辺の住民にとってその環境がどのように変化していくのか、その影響を事前評価して公表する、必要な対策を行うということで非常に重要な手続だと考えております。

今回は、これが逆に軽微になることよっての変更だったということですが、具体的にこれが変更されたことは、所管の委員会にも報告をされていなかったということがわかりました。今後は、これは区民にも公告・縦覧をされて、区民もこの環境影響評価をもとに意見を出しています。このような環境配慮のもとに進む事業であるという認識が区民に落とし込まれているものですので、変更があった場合というのは、この件に限らず、しっかりと区民に公表していただきたいと思います。このことを要望いたしまして、賛成いたします。

◆すがや 委員 前回のその1の工事のときには低落札で、その後、土の中がちょっと違ったということで仕様変更があったんですね。そういったことは土木工事ではよくあるということも聞いておりますけれども、区がこれまで積算を行う際に、しっかりやっていたとは思いますが、改めてその辺をちょっと気をつけていただきたいなと思いますので、よろしく願いしますということで、賛成です。

◆平塚 委員 これも低入札で、前回に引き続いてやるということで、前回の評価もそこそこだということだったんですけれども、まず、ほかの企業がなかなか入っていけないというのが一つありますし、また、調査に関してはしっかりとやっていただきたいとご要望したいと思います。基本的には賛成をさせていただきます。

○宍戸 委員長 それでは、これより採決に入ります。採決は挙手によって行います。
お諮りいたします。

本件を可決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○宍戸 委員長 挙手多数と認めます。よって議案第五十五号は可決と決定いたしました。

○宍戸 委員長 次に、議案第五十六号「代田区民センター・代田六丁目市街地住宅の建物除却等工事委託契約」を議題といたします。

本件について、理事者の説明を求めます。

◎岡田 経理課長 議案第五十六号「代田区民センター・代田六丁目市街地住宅の建物除却等工事委託契約」についてご説明します。

代田区民センター・代田六丁目市街地住宅につきましては、土地は世田谷区が所有し、建物は世田谷区と独立行政法人都市再生機構が区分所有する複合施設ですが、築四十五年が経過し老朽化が進んだことから、これを解体し、代田区民センター、代田児童館、代田図書館、新代田自転車等駐輪場として、世田谷区が新たに複合施設を建築することを予定しております。

今回は、既存建物の除却を行うと同時に、新たに建築する複合施設のくい基礎工事を実施するものであります。新たな施設のくい基礎工事につきましては、既存建物の立地条件から、既存のくいの撤去を最小限にとどめ、既存建物の撤去後、直ちに新たな施設のくいを設置することで地盤の安定性を確保するために、解体工事と同時に実施するものでございます。

本件は、予定価格が一億八千万円以上の工事の完成を目的とする委託契約であるこ

とから、条例に基づきまして、議案として提出するものでございます。

二ページをごらんください。契約の方法ですが、独立行政法人都市再生機構東日本支社を相手方とする随意契約を予定してございます。

契約金額は二億二千六百八十六万四千七百二十二円です。契約金額は、都市再生機構が実施した解体工事、監督業務、家屋調査の三つの入札の結果に、区の負担割合を乗じた総計となっております。

まず解体工事ですが、このうち建物除却部分につきましては、区分所有の面積割合である区三四・一二％、都市再生機構六五・八八％を負担割合とし、一方、新設建物のくい基礎部分の設置工事につきましては区が全額負担することといたしまして、区と都市再生機構の負担割合を設定いたしまして、入札により決定した工事請負契約金額にこの割合を乗じたものとなっております。

具体的には、都市再生機構が五月十八日に落札決定した日特建設株式会社の落札額五億七千六百三万円に、区の負担割合三八・九四％を乗じた額を区の負担額として計算しております。さらに、監督業務、家屋調査の落札額に、区の負担割合三四・一二％を乗じた額を加算したものが契約金額となっております。

工期は、平成二十三年十月三十一日です。

支出科目ですが、予算は、平成二十二年度はゼロ円で、債務負担行為をお認めいただいております。実際の支出は二十三年度予算で執行することとなりますので、平成二十三年度予算で改めてご提案させていただきます。

工事の概要ですが、三ページに記載がございます。解体除去と新設施設のくい基礎工事になります。解体面積は地上十階地下一階の建物全体が六千三百八十六平米余り、区施設部分はそのうち地下一階から地上二階までの二千百七十九平米余り、全体の三四・一二％になってございます。

参考に図面を添付してございます。

一ページ目に案内図と既存建物概要の記載がございます。既存建物は、地下一階が図書館、一階が区民センター、二階が児童館、三階から十階が住宅部分となっております。

二ページ目に解体する建物の配置図がございます。斜線部分が既存建物となっております。

ご説明は以上です。よろしくご審査をお願いいたします。

○宍戸 委員長 ただいまの説明に対しご質疑がございましたら、どうぞ。

◆平塚 委員 入札は独立行政法人がやったと思うんですけども、その予定価格と落札価格の割合を教えてくださいと思います。

◎岡田 経理課長 独立行政法人のほうでは予定価格を公表していないようですので、控えさせていただきます。

○宍戸 委員長 それでは、意見に入ります。

本件についてご意見がございましたら、どうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○宍戸 委員長 それでは、これより採決に入ります。

お諮りいたします。

本件を可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○宍戸 委員長 ご異議なしと認めます。よって議案第五十六号は可決と決定いたしました。

以上で議案の審査を終わります。

○宍戸 委員長 次に、2 報告事項の聴取に入ります。

まず最初に、(1)世田谷区特別区民税の控除対象寄附金の指定について、理事者の説明を願います。

◎中里 課税課長 それでは、資料に基づきまして、世田谷区特別区民税の控除対象寄附金の指定についてご説明いたします。

1 の内容でございますが、地方税法に基づき、世田谷区特別区税条例で寄附金税額控除について規定をし、施行規則で区民税の控除対象にするものを指定しております。それによりまして、現在は区内に主たる事務所を持つ社会福祉法人、現在四十四団体でございますが、これらに対して区民が行った寄附金について、区民税額から控除する対象としております。

このたび、区民福祉増進の観点から、2 に記載の区内に主たる事務所を持つ公益法人、こちらは現在五団体でございます。例えば岡本にあります財団法人静嘉堂などがございます。

それと区内に主たる事務所を持つ学校法人、現在四十団体でございますが、区内に主たる事務所があります幼稚園、小中高校、大学でございます。

次に、区内に主たる事務所を持つ認定 N P O 法人、現在、三団体でございますが、こちらのほうは通常の認証 N P O 法人を、さらに一定の要件を満たしております団体につきまして、国税庁長官が認定をしたという N P O 法人でございますが、こちらのほう、世田谷区内にはアジアの新しい風というような団体、日本語教育を通じて日本の歴史、文化などの理解を図るために、日本語教師を派遣するといったような事業を行っているような団体等、現在三団体でございますが、こちらをそれぞれ対象に加えるものでございます。

これらの法人への寄附は、区民みずからがその事業活動を支え、区民や地域の活動を活発にするなどが期待できるものと考えております。

3の適用開始につきましては、平成二十二年一月一日以降に行われた寄附金を対象として、平成二十三年度の区民税から適用する予定でございます。

4の周知方法でございますが、「区のおしらせ」、区ホームページ等で行ってまいります。また、新たに対象となる法人へはご案内の通知をお送りすることとしております。

説明につきましては以上でございます。

○穴戸 委員長 ただいまの説明に対しご質疑がございましたら、どうぞ。

◆市川 委員 この施策については、これは区独自の施策ですか。

◎中里 課税課長 地方税法に基づきまして対象となる団体は規定をされておりました、区内にあります法人というものにつきましては、世田谷区で決めていくということでございます。

◆市川 委員 要するに、他自治体も足並みをそろえてこうした取り組みをするのかどうかということをお伺いしたんです。

あと、こうした取り組みをするということについては、先ほど説明がありましたように、こうした法人に対して、一般の方々からのバックアップをある意味では推進したい、期待したいということですよ。であるならば、じゃ、現状どのような状況になっているのかということと、こうした取り組みをすることによってメリットもあればデメリットもある。要するに控除するわけですから、いただくべき税金を控除していくということですから、それはある意味では、行政としてはデメリットになる部分ですよ。この部分をどのように判断されているのか教えていただけますか。

◎中里 課税課長 まず現状につきましてはですけども、具体的には、それぞれの団体では、教育委員会での大学連携の取り組みなどにご協力をいただいていたり、ある

いは災害時の一時避難場所に指定となっているようなものもございます。また、町会の地域清掃活動ですとか地域交流事業などにご参加をいただいているものですか、小中学校の総合学習にゲストティーチャーとして参加しているといった団体がございます。

また、他区の状況につきましても、今回、私どもで考えました公益法人、学校法人、認定NPO法人まで指定している区につきましてもは四区ほどございまして、世田谷では五区目になる予定でございます。

それと、メリット、デメリットでございますけれども、メリットにつきましては、やはり区民の方々の寄附に基づいてこれらの団体の活動が活発になり、それと同時に、区民の方々、あるいは地域への貢献が果たされるのではないかという期待を寄せてございます。

また、デメリットにつきましてもは区税収入への影響がございます。ただ、平成二十一年度の確定申告書をもとに、東京都で指定しております団体があります。こちらのほうが約二千団体ございまして、東京都のほうは都内に事務所を置く法人という形で認めてございまして、その中から世田谷区に本拠を持つ事務所の割合を出しまして、約二十万円ほどではないかという予定を出しております。

ご説明については以上です。

◆竹村 委員 もう少し詳しく伺いたいんですが、今回新たに指定される区内に事務所を持つ公益法人、学校法人、それからNPO法人、これはこれまでも所得税については控除があったというふうに考えていいのでしょうか。今回、それを区民税も控除対象にするということでもいいかどうか、ちょっと確認をしたいんですが。

◎中里 課税課長 今委員ご指摘のように、所得税のほうでも控除の対象となっておりました。それを区内に主たる事務所を持つということで、区民税の税額控除の対象にするという形でございます。

◆竹村 委員 今回、所得税が控除の対象だったものを地方税まで広げるということは、地方税法の改正に根拠があるのか。そして、追加指定できる法人というものが今回三つ出ていますけれども、これ以外にもあって、世田谷としてこの三法人を選択したのか、それとも全部であるのかということもお聞かせください。

◎中里 課税課長 まず、地方税法の改正に伴うことについてですけれども、寄附金控除につきましては、平成二十年度に税制改正がございまして、寄附金税制について大幅に拡充がされてございます。それに基づきまして、条例のほうにその時点で規定をさせていただいております。

今回のこの三法人につきましては、条例で規定してございます団体につきましてはほかにも種類がございしますが、今回はこの三法人を特に区民の福祉、地域活動への向上に資するものと考えまして追加させていただいております。

◆竹村 委員 NPO法人はこの認定の三法人ということなので、もうちょっと詳しく、この三法人、今アジアの新しい風というのを伺ったんですが、あと二法人は何とどこか、わかったら教えてください。

◎中里 課税課長 アジアの新しい風のほかでございましてけれども、大原のほうにございまして日本政治総合研究所という団体と、もう一つですが、日本テニスウエルネス協会という団体がございまして。

◆竹村 委員 そうすると、認定NPO法人がこの三件なのでということよろしいでしょうか。それとも、もっとあるんだけれども、あえてこの三法人を選択したんでしょうか。

◎中里 課税課長 ただいま区内にございまして認定NPO法人は、こちらの三団体ということにございまして。

◆すがや 委員 私も基本的なことを教えていただきたいんですが、1内容のところで「下記の法人に対する区民の寄附金について」というふうに書かれています。これまででもいいですし、社会福祉法人とかでもいいんですけども、区外の方がここに寄附されたときは、その区外の方は控除の対象になるんですか。

◎中里 課税課長 今回、世田谷区の特別区民税からの税額控除ということになりますので、寄附金控除につきましては区民の方が対象になります。

◆すがや 委員 じゃ、例えば渋谷区の方がここに寄附しても、それは全然関係ないの。

◎中里 課税課長 区外の方がこの団体に寄附をしていただいても、世田谷区の税金をお支払いいただいていませんので、区外の方は対象にはなりません。

◆すがや 委員 ちなみに、さっきの区外の四区というのは何区ですか。

◎中里 課税課長 ほかの区外でございますけれども、板橋区、豊島区、江東区、墨田区の以上四区でございます。

○宍戸 委員長 それでは次に、(2)平成二十二年度参議院議員選挙執行経費（地方委託費）の見直しについて、理事者の説明を願います。

◎杉野 選挙管理委員会事務局長 それでは、資料に基づきまして、平成二十二年度参議院議員選挙の執行経費に係る地方委託費の見直しについてご報告をいたします。

1の概要でございますが、昨年十一月、行政刷新会議の事業仕分けにおきまして参議院選挙の執行経費は縮減の方向が示されまして、平成二十二年度の選挙執行に係る地方委託費の予算総額は、前回、平成十九年度比較で約一七%の減額となっております。

ます。

これと並行して、今国会では地方委託費の裏づけとなる国の選挙に関する執行経費の基準法が改正される運びとなっております。

区におきましても、ことし三月に示された改正案で試算しましたところ、これまでは一〇〇%措置されていた国からの地方委託費に不足が生ずるおそれがございます。

2の国の見直しの内容等については、投票日の従事時間を十六時間から十四時間に短縮、また、開票所の従事時間を五時間から四時間に短縮、世田谷区を含めた大規模自治体への加算率を百分の三十から百分の十五へ縮減という内容でございます。この点については、区では投票日の従事時間は十三・五時間で現在積算をしております。開票所の従事者についても、終電車の関係がございまして、大半は四時間以内で解散をしておるといふ現状がございます。区にとっては、こちらの大規模加算の縮減と、今回、投票所経費の積算方法が特別区に厳しくなるという見直しもあわせて行われておりまして、その影響が大きいということがございます。

(2)の「一方」のところでございますが、都市部における選挙執行の実態を踏まえた改正につきましては、今回も見送られているということでございます。例えばポスター掲示場経費につきましては、以前より基準額とは大きな乖離がございまして、十九年度の実績では、一カ所作成するに当たって二万円ほどずつの赤字になっておったという現状がございます。投票整理券の作成経費についても実態には見合っておりません。

さらに、投・開票所の運営の効率化といたしまして、投票所にはパソコンを配置して、各投票所で二、三人ずつ減らすこととか、開票所には効率化のために投票読み取り機を配置する等行っておりますが、パソコンの借り上げ料とか読み取り機の保守調整経費などについては、執行経費の基準の項目としては現在認められていないということでございます。

今回の従事体制を中心とする見直しにつきましては、既に区として相応の国基準に沿った見直しを進めてきておるところですけれども、都市部の実態として、物件費等が国の委託費で賄えなくなる可能性がございます。

3の今後の対応等といたしまして、特に特別区への影響が懸念されることから、近々に特別区選挙管理委員会連合会といたしまして、国、総務省に対しまして要請を行う予定になってございます。

区といたしましては、参議院選挙の執行に当たりまして、現在支出全般の見直しに努めておりまして、具体的には、投・開票所の従事員を前回比較で百名ほど減らして、何とかできないかということ、投票立会人については、これまで三人でしたけれども、法定の二人にするとか、投票所の機器についても、保守を業者委託ではなくて職員が点検いたしまして、都合の悪いものについて保守に回す等、細かい点ですが、いろいろ工夫をしておるところでございます。それとともに、国の調整財源によります補てん等も、年度末に最終交付がございましたけれども、そうしたことも働きかけていきたいというふうに考えております。

報告については以上です。

○**中央** 委員長 ただいまの説明に対しご質疑がございましたら、どうぞ。

◆ **菅沼** 委員 今ご説明がありまして、区としても一七%削減という中で、百人を減らし、立会人も減らしていくということですが、それで区のほうは国の基準を全部賄えるわけですか。

◎**杉野** 選挙管理委員会事務局長 そうした工夫もしますけれども、都市部における物件費の状況からしますと大きな乖離がございますので、そうしたものについては、やはり国の基準では賄えないということでございます。

◆ 菅沼 委員 そうすると、賄えないということはどうなるの、区の持ち出しになるの。持ち出すのはどのくらい持ち出しになるの。

◎杉野 選挙管理委員会事務局長 現在、まだ選挙をこれから迎えるところでございますが、基準額で比較しますと、今回四千万円ほど少なくなるということがございます。そうしたものを支出の段階でどれだけ工夫ができるか。それから、これまでも基準と合わない部分については年度末の最終交付において調整財源で補てんされてきたということがございますので、今回も、できる限りそうした調整財源での補てんも働きかけていきたいということでございます。何分調整財源も含めた予算が厳しくなっている状況がございますので、さらに影響額はふえる可能性もあるということで、大変厳しい状況というふうに私どもは認識しております。

◆ 菅沼 委員 国が言っているのは、例えば掲示板をやめるとか、それで印刷にするとか、この予算内でやれということなんじゃないの。その予算内でやれというのに、うちの区の持ち出しを考えてやるというのはちょっと違うんじゃないの。

◎杉野 選挙管理委員会事務局長 国政選挙ですので、区としての持ち出しを当然少なくしたいということはございますけれども、今お話のあった、例えばポスター掲示板については、各投票区で法定数が決まっております。選挙人の数と面積によりまして計算いたしますので、現在も八百九十一を予定しておりますけれども、それについては法定数ということで、これは減らすことができないということでございます。

それから、選挙人の方への便宜ということで、現在、投票所の数とか期日前投票所の数を決めておりますけれども、それについて、現状としてすぐにまた減らすということになりますと、それなりの影響もあるということで、難しい点もあるかというふうに考えております。

◆ 菅沼 委員 それは説明はわかるよ。だけれども、国のほうがこの予算の中でやれというんだから、当然その予算の中でやらなくちゃおかしいじゃない。それで、もともとこれは四千万円というやつが出るかもしれないといったときに、この出てくるのは、これは今年度予算に入っているの。

◎ 杉野 選挙管理委員会事務局長 予算の決定の段階ではこうしたことがはっきりしておりませんでしたので、歳入も歳出と同額で入ってくる、従来の形と同じように予算編成はさせていただいておるということでございます。

◆ 菅沼 委員 ということは、国がこの予算の中でやりなさいというのをやらずに、うちの予算から出すということでしょう。予算も最初からなあなあで、これは国の選挙のたびに出さなくちゃいけない金でしょう。そうすると、予算の中で四千万円、これは何を減らすんだという話が出てくるよ。だから、本来は、国がこの予算の中でやれというんだから、できることを最大限やればいいんじゃないの。うちの金を使う必要はないじゃない。

◎ 杉野 選挙管理委員会事務局長 国の選挙ですので、当然国の委託に応じて区の歳出を組まなきゃいけない、持ち出しも超過負担ということは避けなきゃいけないというのはおっしゃるとおりかと思えますけれども、そうした中で、削減の努力はいたしますが、一方で、選挙人の方への便宜、先ほど申したように、投票所は今すぐに減らすわけにもいきませんし、期日前投票も今、投票者の二〇%を超える数が来ておりまして、そうしたものの見直しというのも、地域のご理解等も含めてやっていかなきゃいけませんので、すぐにはなかなか難しいということでご理解いただきたいと思います。

◆ 菅沼 委員 国がやれと言っているのに、区が金を出すのは嫌だとやらないというんじゃないんだよ。国がこの予算の中でやりなさいというんだから、当然その予算

の中でやるのは当たり前じゃない。それが何で区費を出すの。それは国が決めた判断をちゃんと守って、その予算の中でやるのは当たり前じゃない。

それで、期日前だって、それは区民の便利のためにやりたいよ。だけれども、国が予算を出さないというんだからしょうがないじゃない。区民に言って、こういうわけで、ことしは一七%削減されたので、やりたくてもできませんので、こういうふうにやりますと言うほかないじゃない。

◎杉野 選挙管理委員会事務局長 参議院選挙の日にちがある程度固まりつつある状況でございまして、この段階でおっしゃるとおりするためには、時間もない中で考えなきゃいけないということで、まだ確定しておりませんし、最終段階でどれだけ調整財源が取れるかということがございますので、そうしたことも含めて努力してまいりたい。最終的には、もしかしたら可能性として区の持ち出しになることもあるかもしれないということで、今現在努力しておるところでございまして、ご理解いただきたいと思えます。

◆ 菅沼 委員 これは予算を組んでいないと言うけれども、財政のほうはどうなの。

◎岩本 財政課長 国政選挙、今回の参議院選挙の費用としては、予算上は二億七千万円ほど計上させていただいています。これまでの考え方として、当然特定財源、国からの委託金として一〇〇%来るといような、いわゆる歳入歳出同額で予算計上させていただいています。

今 菅沼委員からご指摘いただいているように、地方財政法でも国政選挙については地方公共団体が負担の義務を負わないというような規定がございます。ですから、その前提としては、国が当然妥当な交付基準を定めて、今回の場合は法だったりするわけですが、妥当な基準を定めていただいたことを前提に、地方公共団体は負担の義務を負わないというふうなつくりになっています。

各地方公共団体から見てその基準が妥当かどうかということについては、国に対して申し入れもできませんということでございます。今回局長からご報告しているように、まずは選管の連合会として総務省に要望はさせていただいております。さらに、内部的な見直しを行った上でも、どうしても円滑な選挙事務を実行するに当たって基準額との乖離がある。ただ、今後の可能性としては、調整額で改めて上乘せで支給されることもあるということで、引き続き調整額の支給については努力したいということでございます。

先ほどの地方公共団体が負担する義務を負わないということイコール一銭も地方公共団体が払っちゃいけないのかということは、これは以前裁判もあったようでございまして、国の基準がおおむね妥当であるということ为前提に、地方公共団体はその円滑な執行に当たって一定の相当額の負担をすることも、それは違法ではないという判決も出ております。

ですから、我々としては国の基準が妥当なのかという面と、区が区の財源を使って支出することが一般的に区民の方から認めていただける範囲内なのかというような比較の判断になるかと思いますが、いずれにせよ、私がお聞きしている限りでは、二十三区の実態とはちょっと乖離した基準を定めているような感じも受けておりますので、引き続き総務省、国に対して要望して、調整財源の確保に努めていきたいというふうに考えてございます。

◆ 菅沼 委員 確かに全国基盤だから、田舎の経費が安いところで看板をつくるのと大都市とは違うわけですよ。それを一緒の基準で、じゃ、世田谷区のほうで、今の説明だと四千万円という金は妥当じゃないと私は思います。だから、この辺も含めて、やっぱり私は国が決めたことだから、予算の中できちんとやるべきだというふうに思いますので、思い切ったその予算内の努力をしていただきたいというふうに思います。

◆桜井 委員 一つだけ、ここに書いてある全国標準のポスター掲示場経費、全国標準の価格と都市部の価格との大きな乖離というのは、これは具体的に一体何のことを指して乖離と言っているの。

◎杉野 選挙管理委員会事務局長 掲示板一カ所当たりの単価が非常に違っているということでございます。取りつけ、取り外しの経費が一カ所当たり、それが国基準の十九年度の実績でいくと、一カ所当たり二万円ほど差があるということでございます。

◆桜井 委員 取りつけてもらう業務委託をしてくれる業者の委託費が、全国と都市部の業者の委託費が違うということですか。

◎杉野 選挙管理委員会事務局長 入札をしたその落札価格が基準よりも高い、落札金額でも高いということがございます。

◆桜井 委員 その業務への労務単価というのは基準額は幾らになっているの。都市部って、そんなに高くないんでしょう。

◎杉野 選挙管理委員会事務局長 労務費がどうかというのはちょっとわからないんですけども、一カ所当たり、十九年度は四万三、四千円かかっておるんですが、国の委託費では二万二、三千円しか来ていないということでございます。

◆桜井 委員 ちょっとわからないんですけども、掲示板をつくるそのものの費用はいいんでしょう。その取りつけなんですか。その掲示板そのものは違うんでしょう。どういうことを言っているのか意味がわからないな。

◎杉野 選挙管理委員会事務局長 すべてです。人件費、材料費、それから保険とかを掛けます。すべてを入れまして差があるということでございます。

◆田中 委員 ポスターの掲示場の数が八百九十一カ所というのは法定数という説明がありましたよね。だから、これは自由に減らしたり、経費削減のためということではできないわけですね。投票所の数とか期日前投票を行う、行わない、その日数とか時間、それは地方自治体で自由に決められるんですか。

◎杉野 選挙管理委員会事務局長 投票所は、基本的には市町村の区域によるということですので、極端に言えば一カ所なんですけれども、私ども、これまで考えてきましたのは、歩いて十五分以内で投票所に着けるようにということをつくってまいりました。

それから、この三十年の間に有権者の数が十五万人ほどふえておりました、九十カ所未満だったものを今百十四カ所までふやして、そうしたことも含めて、選挙人の方の利便を図っていきたいということで改定してきたところでございます。

◆田中 委員 [菅沼](#)委員のほうからはいろいろなご意見が出されていたんですけれども、それで、国が言ってきた範囲の中で努力しろというご意見ももっともだと思っておりますが、でも、私は、やっぱり投票率はできるだけもっと上がるべきだし、そういう意味で、区民ももっと自覚とか責任を持って投票行動を行わなきゃいけないというのはあるんです。そのためには、利便性というか、余りに投票所が少なくなったりすると、ますます行かなくなってしまう要因をつくってしまうのかな、ある程度の民主主義のコストみたいなものは必要だと思います。

それで、そういう実態からして、やっぱり国の基準が妥当かどうかということが問題だと思うので、もちろん工夫をして経費削減には努めていただきたいですが、選挙を行うに当たって最低限これだけのコストは必要なんだという、むしろ地方自治体から国への要望、働きかけを強くやっていくべきだというふうに私は考えますので、そこは頑張ってください。意見です。

○宍戸 委員長 それでは次に、(3)その他ですが、何かございますか。

◎岩本 財政課長 お手元に三枚の紙で「二十三区の基金の状況等」という資料を配付させていただいております。この間、四月の月末に財政状況の特集号を発行させていただきまして、その後、一枚おめくりいただきますと、二十三区の基金の状況等について、この間取りまとめをさせていただいたものでございます。情報提供ということでお配りさせていただきます。

二十三区の基金の状況、見方だけちょっとご説明しますけれども、一番左端に基金残高、これは二十年度末決算状況でございます。左から二つ目に財調基金残高、それから特定目的基金の残高、一番右側、右から五列目が二十一年度当初予算額ということで、一番左端の二十年度末の基金残高と二十一年度当初予算額、その割合をA/Cで記載させていただいております。その割合の高いほうから順に順位づけをさせていただいているものでございます。太線で囲まれている世田谷区におきましては二九・九%、十九位といった状況でございます。

もう一枚おめくりいただきますと、こちらは世田谷区の当初予算額と基金残高の推移ということでございまして、左上に平成二年度から記載してございますが、千八百三十一億三千万円、これは予算規模でございます。その下の四百八十八億八千七百万円、これは前年度、元年度末の基金残高で、その下に割合を記してございます。平成二年度から二十一年度までの基金残高の推移及び割合の推移を記載してまとめさせていただいたものでございます。

今後、二十一年度決算等、八月以降明らかになり次第、またお配りさせていただきます。

済みません、もう一枚、先ほどの二枚目の紙の二十三区の基金状況をもう一度お開きいただきたいと思います。各区ごとの割合を出させていただいておりますが、一番下に平均ということで、二十三区の当初予算額に対する基金残高の割合、五〇・七%

というのがございます。こういう二十三区平均というのを目途で、世田谷区の基金残高状況がどういった位置にあるかといったようなことも検証してまいりたいというふうに考えてございます。

○宍戸 委員長 ただいまの説明に対しご質疑がありましたら、どうぞ。

◆桜井 委員 これはどういう目的で出したかという目的がわからなかったんですが。

◎岩本 財政課長 ことしの二月ですか、基金残高の見通しを出していますし、四月には特集号を出させていただきました。基金残高について七百二十億円、過去最高といったご答弁もしてきましたけれども、やはり二十三区内における割合というんでしょうか、状況といったものをご理解いただいたほうがいだろうということで、この間、前年度決算ベースなんですけど、各区に調査等をかけて取りまとめをさせていただいたのがまとまったというタイミングでご報告させていただいたということでございます。

◆桜井 委員 本会議場なんかでいろいろ議論すると、そういう貯金だけじゃなくて借金の状況とかそういうのが、今、世田谷区は健全だということを区長なども言っていますけれども、そういう債務残高なんかの比較というのがすごく大事じゃないかなと私は思っているんですよね。二十三区で世田谷区はどういう位置にあるか。世田谷区はこの間、大分頑張ってきたというのが評価されていますけれども、その辺は、今後、二十三区比較をつくる予定とかそういうのはありますか。

◎岩本 財政課長 各区の決算ベースをトータルでそれぞれ調査するのはなかなか難しい部分はございますが、ご指摘のとおり、起債残高も一つの評価する基準になると思いますので、今後調整させていただければと思っております。

○宍戸 委員長 ほかに何かございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○宍戸 委員長 なければ、これで報告事項を終わります。

○宍戸 委員長 次に、3請願の継続審査についてお諮りいたします。

平一九・九号「南アジアの核軍拡競争を防ぐため原子力供給国グループ（NSG）での慎重な議論を求める陳情」外八件を閉会中の継続審査とすることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○宍戸 委員長 ご異議なしと認め、そのように決定いたします。

○宍戸 委員長 次に、4閉会中の特定事件審査（調査）事項についてお諮りいたします。

1. 区政の総合的企画及び調整について

2. 行財政運営について

とすることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○宍戸 委員長 ご異議なしと認め、そのように決定いたします。

○宍戸 委員長 次に、5協議事項に入ります。

まず、(1)行政視察について協議いたします。

事務局、どうぞ。

◎渡部 書記 お手元に資料を「行政視察について（案）」ということでお配りして
ございます。大変申しわけございません。資料に間違いがございました。十五日の視
察先の多治見市ですが、これは愛知県ではなくて岐阜県の間違いでございます。大変
申しわけございませんでした。

十五日なんです、こちら多治見市のほうで財政健全化条例の制定、わかりやすい
財政情報の発信ということでの視察を予定してございます。それから、十六日でござ
いいますが、こちらは大阪府のほうで、大阪版市場化テストということでの案でござ
います。

○宍戸 委員長 今、視察先の十五日分は愛知県ではなくて岐阜県でございますので、
訂正願います。

当委員会の行政視察につきましては、前回の委員会において七月十五日木曜日から
十六日金曜日までの一泊二日で行うこととし、視察先及び内容等については正副委員
長にご一任いただいております。本日は、ただいま説明した正副委員長で調整した
案をお手元に配付いたしておりますが、本案のとおり実施したいと思っておりますが、い
かがでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○宍戸 委員長 それでは、当委員会の行政視察をお手元の案のとおり実施するこ
とに決定いたします。

なお、行程や視察先の内容などの詳細につきましては、別途事務局を通じてお知ら
せいたしますので、よろしく願いいたします。

○宍戸 委員長 次に、(2)次回委員会についてですが、年間予定であります六月三十日水曜日午前十時から開催したいと思いますが、よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○宍戸 委員長 それでは、次回委員会は六月三十日水曜日午前十時から開催することと決定いたします。

以上で協議事項を終わります。

○宍戸 委員長 そのほか何かございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○宍戸 委員長 ないようですので、以上で本日の企画総務常任委員会を散会いたします。

午前十一時五十二分散会

署名

企画総務常任委員会

委員長